

郡上市告示第101号

郡上市就職活動等支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

郡上市長 山 川 弘 保

郡上市就職活動等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、人手不足に苦慮する市内事業者の人材確保を図るため、市内採用イベントに参加する市内就職希望者の交通費及び宿泊費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、郡上市補助金等交付規則（平成16年郡上市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内事業者 市内に本社、支社若しくは事務所等の就業場所を設置している法人、法人格がない社団又は財団若しくは個人事業主（個人事業主にあつては市内に住所を有する者に限る。）をいう。
- (2) 市内採用イベント 市若しくは市内事業者が市内で実施する企業説明会、採用試験又は面接若しくはインターンシップ（長期・短期を問わず、職業体験又は会社見学に準ずるものを含む。）をいう。
- (3) 市内就職希望者 市外から市内採用イベントに参加した者をいう。
- (4) 市税等 地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する市町村税をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 居住地が市外である者
- (2) 市税等の滞納がない者
- (3) 郡上市の職員でない者
- (4) 市内採用イベント参加時の年齢が満50歳未満の者
- (5) 宗教活動、政治活動、選挙活動を行う団体、公益を害するおそれのある団

体又は当該団体が構成団体となっている団体が主催ではない市内採用イベントに参加する者

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む市内事業者が主催ではない市内採用イベントに参加する者

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から5号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でない者

(8) その他市長が補助対象者として不適当と認めた者
(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、別表のとおりとする。ただし、この告示に基づく補助金以外に支給される費用等の交付を受けようとするときは、補助対象経費から当該費用等の額を差し引くものとする。

2 補助金の交付は、市内就職希望者1人につき1年1回限りとする。
(補助金の交付申請)

第5条 市内就職希望者は、郡上市就職活動等支援事業補助金等交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて当年度内に市長に提出しなければならない。

- (1) 就職活動等支援事業実績詳細報告書（様式第2号）
- (2) 就職活動等支援事業誓約書兼実績証明書（様式第3号）
- (3) 補助対象経費を支払ったことが分かる書類（交通費、宿泊費の領収書等）
- (4) その他、市長が必要とする書類

(補助金の交付決定及び確定通知)

第6条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、就職活動等支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第4号）により、市内就職希望者に速やかに通知するものとする。

3 市長は、補助金の不交付を決定したときは、就職活動等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、市内就職希望者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金の支給の決定を受けた者（以下「補助金支給決定者」という。）は、郡上市就職活動等支援事業補助金請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(補助金の取消し又は返還)

第8条 市長は、補助金支給決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取消し、既に補助金の交付があるときは、補助金の全額若しくは一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限りその効力を失う。

別表 (第4条関係)

補助対象経費	補助金の要件
(1) 交通費 市外居住地から、市内採用イベントまでの範囲で、最も合理的な経路及び方法により移動した場合の公共交通機関の往復の運賃及び料金、又は自動車の燃料代金及び有料道路利用料金として、市内就職希望者が支払った経費	(1) 補助対象経費の合計額の2分の1以内の額 (その額に1,000円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額) (2) 1人当たり2万円を限度とする。 (3) 自動車の燃料代金は37円/1kmとする。
(2) 宿泊費 市内採用イベントに伴い、宿泊が必要な場合の宿泊費用として、市内就職希望者が支払った経費 (市内宿泊施設に限る。)	(4) 交通費、宿泊費補助対象日は市内採用イベント開催日当日を含む前後1日とする。